

令和 4 年

# 上尾市議会第 2 回臨時会議案

概 要



議案第 5 4 号

裁判上の和解をすることについて

(教育総務部図書館)

1 提案理由	東京高等裁判所令和 3 年 (ネ) 第 4 6 7 9 号損害賠償請求控訴事件に関し、裁判上の和解をしたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、提案するもの
2 内容	<p><b>1 当事者</b></p> <p>(1) 控訴人 (第 1 審被告) 上尾市本町三丁目 1 番 1 号 上尾市</p> <p>(2) 被控訴人 (第 1 審原告) 上尾市藤波三丁目 3 1 9 番地 1 栄電業株式会社</p> <p><b>2 和解の要旨</b></p> <p>控訴人は、被控訴人に対し、本件損害賠償金として、2, 5 0 0 万円の支払義務があることを認める。</p> <p><b>3 事件の概要</b></p> <p>被控訴人が控訴人に対し、平成 2 9 年 9 月 2 0 日に成立した (仮) 新図書館複合施設建設工事 (電力設備工事) に係る工事請負契約を控訴人が解除したことによって生じた損害賠償金として、6, 9 4 6 万 6, 7 0 2 円及びこれに対する平成 3 0 年 7 月 1 0 日から支払済みまで年 5 % の割合による金員の支払を求めたもの</p> <p><b>4 第 1 審判決の要旨</b></p> <p>被告は、原告に対し、6, 9 2 3 万 2, 0 2 4 円及びこれに対する令和 2 年 1 1 月 1 0 日から支払済みまで年 3 % の割合による金員を支払え。</p>

